

請 願 文 書 表

(令和2年2月18日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第5号(2.2.18) 鈴蘭台駅北地区まちづくりに関する請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>鈴蘭台駅北地区のまちづくりについては、住民が計11回の勉強会を行い、その後、まちづくり協議会準備会を作り、5回の準備会を開催したと聞いている。しかし、勉強会・準備会とも参加者が少数で、内容を正確に理解している住民はいまだに少なく、鈴蘭台幹線整備に係る権利者を対象に行われたアンケートの回収率は、約3割とのことである。</p> <p>神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例の第4条は、まちづくり協議会の認定に関する規定であり、同条で、まちづくり協議会は「地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの」(同条第1号)、「その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの」(同条第3号)とある。</p> <p>現在のまちづくり協議会準備会への住民の参加状況や前述の権利者アンケートの回収率から見て、現状では同条例に基づくまちづくり協議会の認定を行える状況ではない。</p> <p>また、鈴蘭台駅北地区のまちづくり手法について、「区画整理事業を主体としてまちづくりを考える」と認識している住民は少数である。</p> <p>このような状況において、現在のまちづくり協議会準備会を同条例に基づく正式なまちづくり協議会として認定することは時期尚早と言わざるを得ない。より多くの住民の意見を反映できるまちづくり協議会にすべきである。</p> <p>よって、以下のとおり請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鈴蘭台駅北地区のまちづくりの素案は住民の理解と合意を得られていないため、十分に時間を取り住民の合意の上で素案を作るとともに、住民の合意を得るまで正式なまちづくり協議会として認定を行わないこと。 2. 事業手法について、街路事業にするのか区画整理事業にするのかを住民と丁寧に話し合い、住民の意見を聴くこと。
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市北区 鈴蘭台のまちづくりを考える会 代表 千本勇三</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>朝倉えつ子</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>都市防災委員会</p>